

令和 7 年度決算に基づく

健全化判断比率

資金不足比率

説明資料



結城市 企画財務部 財政課

目 次

I 健全化判断比率及び資金不足比率の概要	3
1 概要	3
2 対象会計	3
II 令和 7 年度決算に係る健全化判断比率及び資金不足比率の算定結果	5
◎算定結果	5
◆実質赤字比率	6
◆連結実質赤字比率	7
◆実質公債費比率	8
◆将来負担比率	10
◇資金不足比率	12

I 健全化判断比率及び資金不足比率の概要

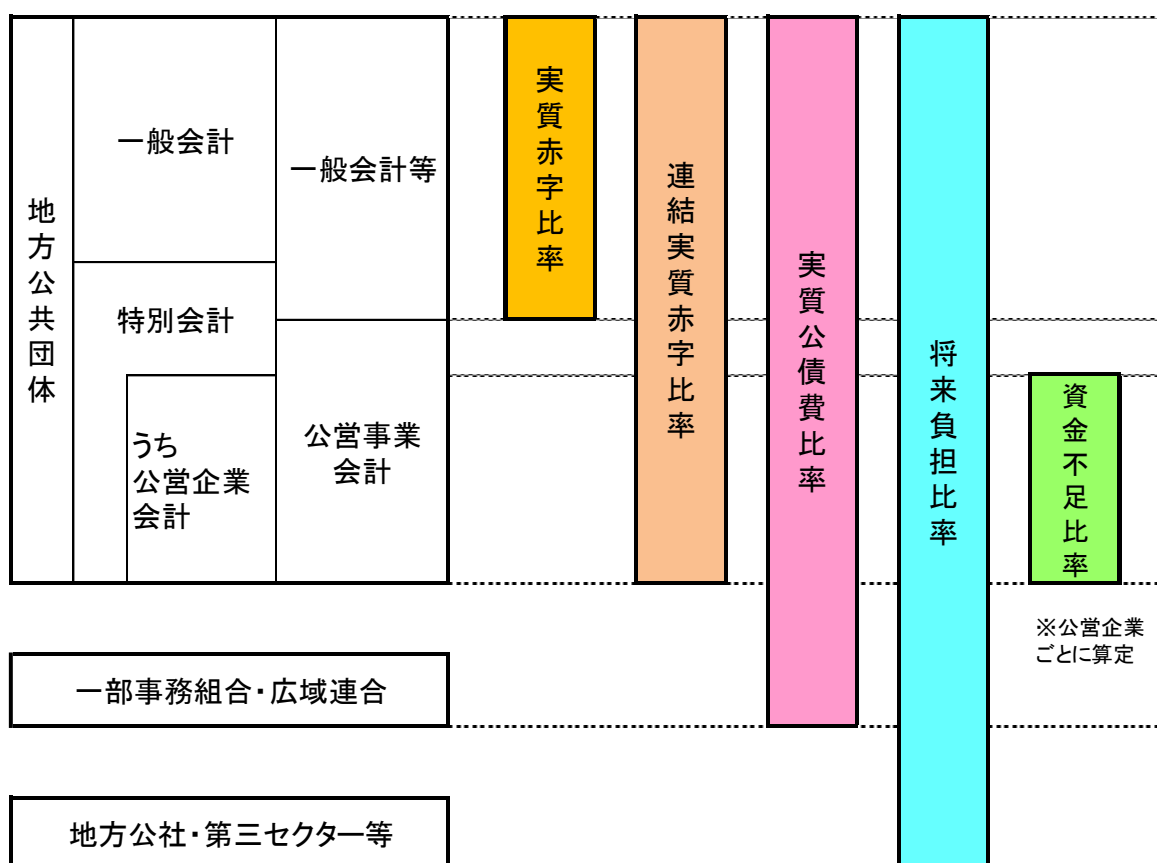
1 概 要

平成 19 年度に成立した「地方公共団体の財政の健全化に関する法律」(平成 19 年 6 月 22 日公布)において、地方公共団体の財政の健全性を示すものとして定められた指標が、健全化判断比率と資金不足比率(2つを総称して「健全化判断比率等」という。)になります。

健全化判断比率には、「①実質赤字比率」「②連結実質赤字比率」「③実質公債費比率」「④将来負担比率」の4つの指標があり、資金不足比率とあわせて、毎年度、監査委員の審査に付した上で、議会に報告し、公表しなければならないとされています。

2 対象会計

総務省で示している対象会計は、次の図のとおりです。



※ 健全化判断比率のうち、いずれかが「早期健全化基準」以上となった場合には「財政健全化計画」を定めることになります。

※ 再生判断比率(健全化判断比率①～③)のいずれかが「財政再生基準」以上となった場合には「財政再生計画」を定めることになります。

※ 資金不足比率が「経営健全化基準」以上となった場合には「経営健全化計画」を定めることになります。

(★指標の公表は平成 19 年度決算から、財政健全化計画策定の義務付け等は平成 20 年度決算から適用)

総務省で示した対象会計を結城市の会計に置き換えると、次の図のようになります。

(結城市)予算・決算会計区分		健全化法会計区分			実質赤字比率	連結実質赤字比率	実質公債費比率	将来負担比率	資金不足比率
一般会計		一般会計等							
特別会計	国民健康保険	公営事業会計	公営企業会計以外の特別会計						
	後期高齢者医療								
	介護保険								
	南部第二土地区画整理事業		法非適用事業						
	南部第三土地区画整理事業								
企業会計	水道事業	公営企業会計	法適用事業						
	公共下水道事業								
	農業集落排水事業								

一 広 域 事 務 組 合 等	筑西広域市町村圏事務組合
	茨城県市町村総合事務組合
	茨城租税債権管理機構
	茨城県後期高齢者医療広域連合

第 三 地 方 公 社 等	結城市土地開発公社
	茨城県信用保証協会
	富士見町土地区画整理組合
	逆井土地区画整理組合
	四ツ京土地区画整理組合

※公営企業ごとに算定

※ 実質公債費比率は、公営事業会計のほか、一部事務組合等が負担する公債費を含めた額で、結城市の一般会計等が負担しなければならない額を対象とします。

※ 将来負担比率は、公営事業会計や一部事務組合等のほか、土地開発公社や土地区画整理組合等を含めた将来負担すべき額で、結城市の一般会計等が負担しなければならない額を対象とします。

※ 資金不足比率は、公営企業会計ごとに算定し、結城市では5つの会計が対象となります。

Ⅱ 令和 7 年度決算に係る健全化判断比率及び資金不足比率の算定結果

◎算定結果

(単位：％)

		7 年度	6 年度	早期健全化基準 (経営健全化基準)	財政再生基準
実 質 赤 字 比 率		— (9.63)※ ¹	— (7.34)※ ¹	13.08 ※ ³	20.00
連結実質赤字比率		— (30.52)※ ²	— (26.29)※ ²	18.08 ※ ³	30.00
実 質 公 債 費 比 率		7.8	7.9	25.0	35.0
将 来 負 担 比 率		22.7	31.2	350.0	
資 金 不 足 比 率	南 部 第 二	—	—	(20.0)	
	南 部 第 三	—	—		
	水 道	—	—		
	公 共 下 水 道	—	—		
	農 業 集 落 排 水	—	—		

※¹ 実質赤字比率は算定されなかったため、「—」で表示し、実質収支額の黒字の比率を括弧書きで示しています。

※² 連結実質赤字比率は算定されなかったため、「—」で表示し、実質収支額(黒字)と資金剰余額の合計の比率を括弧書きで示しています。

※³ 実質赤字比率と連結実質赤字比率における早期健全化基準は、当該団体の標準財政規模により値が異なります。

■すべての指標の分母となる「標準財政規模」とは

地方自治体の一般財源の標準的な大きさを示す指標で、健全化判断比率 4 指標の分母に用いる重要な数値です。

標準財政規模は、「標準税収入額等＋普通交付税額＋臨時財政対策債発行可能額」で求められ、標準的に収入し得る「経常一般財源」の大きさのことをいいます。

(単位：千円)

結城市の標準財政規模		7年度	6年度	増減額
		11,813,021	11,486,933	326,088
内 訳	標準税収入額等	8,588,761	8,424,225	164,536
	普通交付税額	3,224,260	3,009,220	215,040
	臨時財政対策債発行可能額	—	53,488	△ 53,488

◆実質赤字比率

一般会計等の赤字の程度を指標化し、財政運営の深刻度を把握するのが「実質赤字比率」です。

一般会計等（結城市では一般会計のみ）について、歳出に対する歳入の不足額（いわゆる赤字額）を、地方公共団体の標準的な規模を表す標準財政規模で除して比率を求めます。

$$\text{実質赤字比率} = \frac{\text{一般会計等の実質赤字額}}{\text{標準財政規模}}$$



令和 7 年度の実質赤字比率

一般会計等の実質収支が黒字であったため、算定されませんでした。

実質収支額（黒字額）

（単位：千円）

会計名	7年度	6年度	増減額
一般会計	1,137,990	843,515	294,475
一般会計等 計	1,137,990	843,515	294,475

※実質収支＝歳入総額－歳出総額－翌年度へ繰り越すべき財源

☆参考までに、黒字額の比率を求めてみると・・・

$$\text{実質収支額（黒字額）の比率} = \frac{1,137,990}{11,813,021} = 9.63\%$$

標準財政規模に対する実質収支の黒字額の比率は、令和 6 年度決算の 7.34%から 2.29 ポイント増加し、9.63%となりました。

これは、一般会計の実質収支額が、令和 6 年度決算の 843,515 千円に対して、令和 7 年度決算では 294,475 千円増の 1,137,990 千円となったことが要因です。

◆連結実質赤字比率

地方公共団体の全ての会計の赤字額と黒字額を合算して、一法人としての歳出に対する歳入の資金不足額を、標準財政規模で除して指標化し、地方公共団体全体として見た収支における資金不足の深刻度を把握するのが「連結実質赤字比率」です。

$$\text{連結実質赤字比率} = \frac{\text{一般会計・特別会計・企業会計の実質赤字額}}{\text{標準財政規模}}$$



令和7年度の連結実質赤字比率

全ての会計において、実質収支が赤字の会計及び資金不足が生じた会計はなかったため、算定されませんでした。

実質収支額（黒字額）及び資金剰余額

（単位：千円）

会計名	7年度	6年度	増減額
一般会計	1,137,990	843,515	294,475
国民健康保険	127,028	100,138	26,890
介護保険	195,891	155,675	40,216
後期高齢者医療	2,560	1,970	590
南部第二土地区画整理事業	81,084	108,277	△ 27,193
南部第三土地区画整理事業	9,127	20,195	△ 11,068
水道事業	1,900,501	1,697,648	202,853
公共下水道事業	148,809	90,195	58,614
農業集落排水事業	3,423	2,304	1,119
全会計 計	3,606,413	3,019,917	586,496

※一般会計から後期高齢者医療までは実質収支額、南部第二土地区画整理事業以下は資金剰余額で表示。

☆参考までに、黒字額及び資金剰余額の比率を求めてみると・・・

$$\frac{\text{実質収支額（黒字額）及び資金剰余額の合計の比率}}{\text{}} = \frac{3,606,413}{11,813,021} = 30.52\%$$

標準財政規模に対する実質収支額（黒字額）及び資金剰余額の合計の比率は、令和6年度決算の26.29%から4.23ポイント増加し、30.52%となりました。

これは、一般会計の実質収支が294,475千円増加したほか、水道事業会計が202,853千円の増、公共下水道事業会計が58,614千円の増となったことが主な要因であり、全ての会計では586,496千円の増加となっています。

◆実質公債費比率

地方公共団体の一般会計等の支出のうち、義務的に支出しなければならない経費である公債費や公債費に準ずる経費を、その団体の標準財政規模で除したもの（但し、分子・分母双方から元利償還金等に係る基準財政需要額算入額（普通交付税算入額）を差し引く）の3カ年の平均値で指標化し、資金繰りの危険度を示す指標です。

$$\text{実質公債費比率（各年度）} = \frac{\text{公債費及び公債費に準ずる額} - \text{特定財源} - \text{普通交付税算入額}}{\text{標準財政規模} - \text{普通交付税算入額}}$$

※特定財源とは、公債費に充当した貸付金元利収入や公営住宅使用料、都市計画税等をいいます。

※普通交付税算入額とは、
 ・事業費補正により基準財政需要額算入された公債費
 ・災害復旧費等（公債費）に係る基準財政需要額
 ・密度補正により基準財政需要額に算入された公債費
 をいいます。

分子の計算

（単位：千円）

項 目	5年度	6年度	7年度	6年度→7年度 増減
①公債費の元利償還金の額	1,625,588	1,656,224	1,649,837	△ 6,387
②積立不足額を考慮して算定した額	0	0	0	0
③満期一括償還の元金償還金	0	0	0	0
④公営企業の公債費に要する繰入金	510,032	453,740	543,042	89,302
⑤一部事務組合等の公債費負担金等	101,143	90,497	102,923	12,426
⑥公債費に準ずる債務負担行為	90,186	6,365	6,364	△ 1
⑦一時借入金利子	0	0	0	0
公債費等額（①～⑦の計）A	2,326,949	2,206,826	2,302,166	95,340
⑧特定財源	311,040	319,793	400,735	80,942
⑨普通交付税算入額	1,167,619	1,115,134	1,081,558	△ 33,576
分子 計（A－⑧－⑨）	848,290	771,899	819,873	47,974

分母の計算

（単位：千円）

項 目	5年度	6年度	7年度	6年度→7年度 増減
⑩標準財政規模	11,238,872	11,486,933	11,813,021	326,088
⑨普通交付税算入額	1,167,619	1,115,134	1,081,558	△ 33,576
分母 計（⑩－⑨）	10,071,253	10,371,799	10,731,463	359,664

○左の表を算定式に当てはめると、

単年度比率

$$\begin{aligned} 5 \text{ 年度} &= \frac{848,290}{10,071,253} = 8.42288 \% \\ 6 \text{ 年度} &= \frac{771,899}{10,371,799} = 7.44229 \% \\ 7 \text{ 年度} &= \frac{819,873}{10,731,463} = 7.63990 \% \end{aligned}$$



令和 7 年度の実質公債費比率(3 力年平均) = 7.8%

○前年度比較

6 年度	単年度比率		7 年度
7.9%	4 年度	7.91613	7.8%
	5 年度	8.42288	
	6 年度	7.44229	
	7 年度	7.63990	

令和 7 年度決算では、令和 6 年度の 7.9%に対し 0.1 ポイント減の 7.8%となりました。

また、単年度の比率は、令和 6 年度の単年度比率に対して約 0.2 ポイントの増となっています。

単年度の比率が令和 6 年度と比較して増となった主な要因は次のとおりです。

(分子: + 47,974 千円)

■公営企業の公債費に要する繰入金の額が 89,302 千円の増

(分母: +359,664 千円)

■普通交付税額等の増により、標準財政規模が 326,088 千円の増

以上のように、分子、分母共に増加していますが、増加割合が分母より分子の方が大きかったため、単年度比率では約 0.2 ポイントの増加となっています。

なお、過去のピーク時である平成 20 年度の 17.3%と比較すると、9.5 ポイント減少しています。

◆将来負担比率

地方公共団体の一般会計等が将来的に負担することになっている実質的な負債に当たる額(将来負担額)から、この負債の償還に充てることができる基金等を控除の上、その団体の標準財政規模で除したものの(ただし、分子・分母双方から元利償還金等に係る基準財政需要額算入額(普通交付税算入額)を差し引く)で指標化し、将来の財政を圧迫する可能性が高いかどうかを示す指標です。

なお、将来負担額には、地方債残高、債務負担行為に基づく支出予定額、公営企業会計の公債費に対する繰入見込額、退職手当負担見込額、加入している一部事務組合の債務に対する負担見込額等が含まれます。

$$\text{将来負担比率} = \frac{\text{将来負担額 A} - \text{充当可能財源等 B}}{\text{標準財政規模 C} - \text{普通交付税算入額 D}}$$

※普通交付税算入額 D は、実質公債費比率で求めた数値を用います。

分子の計算

(単位:千円)

項 目	7年度	6年度	増減額
①地方債の現在高	13,956,843	14,541,201	△ 584,358
②債務負担行為に基づく支出予定額	25,457	31,822	△ 6,365
③公営企業債等繰入見込額	4,792,343	4,505,141	287,202
④組合等負担等見込額	1,813,194	1,541,806	271,388
⑤退職手当負担見込額	2,602,450	2,618,769	△ 16,319
⑥設立法人の負債額等負担見込額	0	0	0
⑦連結実質赤字額	0	0	0
⑧組合等実質赤字負担見込額	0	0	0
将来負担額 A(①～⑧の計)	23,190,287	23,238,739	△ 48,452
⑨充当可能基金	5,512,883	5,307,825	205,058
⑩充当可能特定歳入	2,583,019	2,226,557	356,462
⑪基準財政需要額算入見込額	12,657,448	12,464,424	193,024
充当可能財源等 B(⑨～⑪の計)	20,753,350	19,998,806	754,544
分子 計(A-B)	2,436,937	3,239,933	△ 802,996

分母の計算

(単位:千円)

項 目	7年度	6年度	増減額
⑫標準財政規模 C	11,813,021	11,486,933	326,088
⑬普通交付税算入額 D	1,081,558	1,115,134	△ 33,576
分母 計(C-D)	10,731,463	10,371,799	359,664

○左の表を算定式に当てはめると、

$$\text{将来負担比率} = \frac{A \ 23,190,287 - B \ 20,753,350}{C \ 11,813,021 - D \ 1,081,558} = \frac{2,436,937}{10,731,463} = 22.7 \%$$



令和7年度の将来負担比率 = 22.7%

○前年度比較

$$(\text{6年度}) = \frac{A \ 23,238,739 - B \ 19,998,806}{C \ 11,486,933 - D \ 1,115,134} = \frac{3,239,933}{10,371,799} = 31.2 \%$$

令和7年度決算では、令和6年度の31.2%に対し8.5ポイント減の22.7%となりました。
各算定項目における主な増減と影響は次のとおりです。

(分子: △802,996 千円)

■地方債現在高

地方債の償還額が借入額を上回ったことにより584,358千円の減

■充当可能基金(控除項目)

財政調整基金及び減債基金残高の増により205,058千円の増

■充当可能特定歳入(控除項目)

都市計画税収充当見込額の増により356,462千円の増

(分母: +359,664 千円)

■標準財政規模

普通交付税額等の増により326,088千円の増

■普通交付税算入額(控除項目)

臨時財政対策債算入額等の減により33,576千円の減

以上のように、地方債現在高の減に伴う将来負担額の減や、充当可能基金及び充当可能特定歳入等の増により分子が減少したこと、また、普通交付税額等の増に伴う標準財政規模の増により分母が増加したため、比率は8.5ポイントの減少となっています。

なお、過去のピーク時である平成19年度の124.1%と比較すると101.4ポイント減少しています。

◇資金不足比率

公営企業会計の資金不足額を、公営企業の事業規模である料金収入等の規模と比較して指標化し、経営状況の深刻度を示すのが、「資金不足比率」です。

$$\text{資金不足比率(公営企業会計ごと)} = \frac{\text{資金不足額}}{\text{事業の規模}}$$

(資金不足額)

- ・法適用企業：(流動負債＋建設改良費等以外の目的で発行した地方債現在高－流動資産)
－解消可能資金不足額
- ・法非適用企業：(繰上充用額＋支払繰延・事業繰越額＋建設改良費等以外の目的で発行した
地方債現在高)－解消可能資金不足額

(事業規模)

- ・法適用企業：営業収益の額－受託工事収益の額
- ・法非適用企業：営業収益に相当する収入の額－受託工事収益に相当する収入の額



令和7年度の資金不足比率

全ての公営企業会計において、資金不足額は生じなかったため、
算定されませんでした。

○参考として、資金剰余額を公営企業会計ごとに表示。

資金剰余額

(単位：千円)

会計名	7年度	6年度	増減額
南部第二土地区画整理事業	81,084	108,277	△ 27,193
南部第三土地区画整理事業	9,127	20,195	△ 11,068
水道事業	1,900,501	1,697,648	202,853
公共下水道事業	148,809	90,195	58,614
農業集落排水事業	3,423	2,304	1,119

※資金剰余額は、「連結実質赤字比率」の算定にも用います。

※水道事業、公共下水道事業及び農業集落排水事業は「法適用企業」、それ以外は「法非適用企業」です。